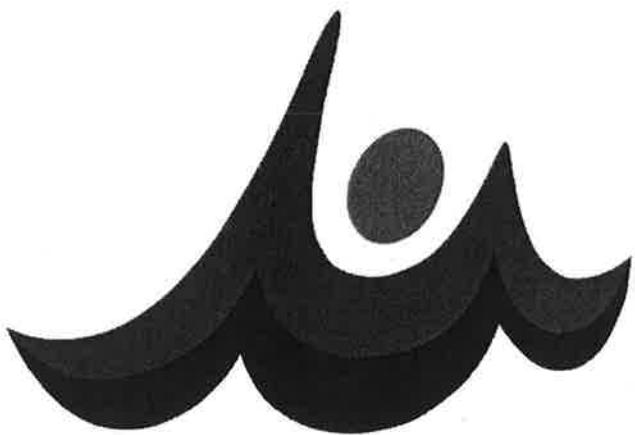


平成 27 年度

当 初 予 算
編 成 方 針



平成26年10月
総務部 財政課

目 次

平成27年度雲仙市予算編成方針

I 国の動向	P - 1
1 平成27年度予算の概算要求にあたっての基本の方針	
2 平成27年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】	
II 県の動向	P - 1
長崎県の財政状況（中期財政見通し）	
III 雲仙市の財政状況	P - 2
1 平成25年度決算の状況	
2 歳入の状況	P - 3
3 歳出の状況	P - 4
4 平成27年度財源の見通し	
5 その他	
IV 平成27年度予算編成の基本方針	P - 5
1 中期財政計画（第2期）に基づく財政運営への取り組み	
2 雲仙市総合計画（後期基本計画）の推進	P - 6
3 雲仙市行政改革大綱に基づく行財政改革の実践	
V 平成27年度の予算要求	P - 7
1 基本的事項	
2 重点的事項	P - 8
3 その他事項	P - 9
4 平成27年度の予算要求枠	
5 歳入に関する事項	P - 10
6 歳出に関する事項	P - 11
7 特別会計等に関する事項	P - 14
8 その他	
9 注意事項	
VI 予算資料	
資料1 歳入歳出の状況（歳入）	P - 18
資料2 歳入歳出の状況（歳出：性質）	P - 19
資料3 歳入歳出の状況（歳出：目的）	P - 20
資料4 基金・起債残高の状況	P - 21
VII 決算資料	
資料5 歳入	P - 22
資料6 歳出：性質	P - 23
資料7 歳出：目的	P - 24
資料8 各種財政指標の状況	P - 25
VIII 予算要求添付資料	
様式1号 予算査定資料	P - 26
様式2号 光熱水費・燃料費 明細書	P - 34

平成27年度 雲仙市予算編成方針

I 国の動向

1 平成27年度予算の概算要求にあたっての基本的方針

国においては、「平成27年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」（平成26年7月25日閣議了解）では、平成27年度予算は、「中期財政計画」に沿って、平成26年度予算に続き民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とするとして、そのため施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしています。

平成27年度の概算要求では、年金・医療等については前年度当初予算額にいわゆる自然増（8,300億円）を加算した範囲内を要求することとし、地方交付税交付金等については、「中期財政計画」との整合性に留意しつつ要求することとしています。

また、義務的経費については、前年度予算額と同額を要求することとし、他の経費は前年度予算額の100分の90（「要望基礎額」）の範囲内としましたが、予算の重点化を進めるため、「骨太の方針2014」及び「『日本再興戦略』改訂2014」等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、各省は上記要望基礎額の100分の30の範囲内で要望を行うこととしています。

2 平成27年度地方財政収支の8月仮試算【概算要求時】

主なものについて掲載 （ ）内は、前年度からの伸び率

① 歳入

地方税等（地方譲与税含む） 39.9兆円（5.6%）
地方交付税 16.0兆円（△5.0%）
地方債 10.4兆円（△1.0%） うち臨時財政対策債 5.5兆円（△0.9%）
※歳入総額のうち、一般財源 61.6兆円（2.1%）

② 歳出

一般行政経費 34.2兆円（2.9%）、給与・関係経費 20.5兆円（0.8%）

II 県の動向

長崎県の財政状況（中期財政見通し）

長崎県は、去る9月9日、中期財政見通し（平成27年度から平成31年度）を発表しました。

長崎県においては、県税などの自主財源に乏しい中、社会保障関係費が年平均で約33億円ずつ増大し、国の地方交付税の抑制も続いている、来年度（平成27年度）以降もこれらに加え、公債費負担などによって、平成31年度までに毎年度47億～83億円、5年間で計296億円の財源不足が発生し、財源調整3基金（財源調整、退職、県債管理）は枯渇すると試算しています。

長崎県は、見通しを受け、緊急的にさらなる収支改善対策を取る予定で、県単独補助金の見直しなど歳入歳出面で見直しを進め、国に対しては増大する社会保障関係費や人口減少への財政的措置を求めています。

Ⅲ 雲仙市の財政状況

1 平成25年度決算の状況

平成25年度決算における本市の財政状況は、まず歳入決算で見ると、歳入総額（296億5,300万円）に対し、自主財源（61億9,900万円）が20.9%と、相変わらず脆弱な財政基盤であり、依然として依存財源、特に地方交付税（45.8%）への依存度が大きい状況にあります。

歳出決算においては、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は82.0%と、前年度より0.4ポイント改善したものの、健全エリアと言われる80%未満を上回っており、硬直化した財政構造となっています。

性質別に見ると、職員数の減等による人件費の減（△3.1%）及び定時償還元金の減による公債費の減（△6.8%）は見られるものの、年々増加する扶助費が前年度より0.7%増となっています。

今後においても、市税等の大幅な增收が見込めない一方で、扶助費を始めとした社会保障関係費が年々増加し、義務的経費が依然として高い水準で推移するなど極めて厳しい見込みとなっています。

2 歳入の状況

① 地方税

地方税の平成25年度決算額は、36億8,100万円で前年度より1,100万円（0.3%）の増となったものの、歳入に占める割合は12.4%（H24 12.6%）となり前年度より0.2ポイント減少しています。

特に本市の基幹産業である農業所得が10億8,600万円（△37.2%）の減となったことによる市民税全体で前年度より4.0%の減となっています。

国の経済対策の効果が徐々に実体経済に波及しつつあると見られており、企業収益の持ち直しや雇用等に改善が見られ、景気も緩やかに回復していると見られるが、自然条件に左右されやすい農業については今後も市民税に影響してくると思われます。

他の税については、自主財源の確保を念頭に置き、引き続き徴収率の向上・収入未済額の縮減に努めていく必要があります。

② 地方交付税（臨時財政対策債を含む）

平成25年度の決算において、交付額の振替である臨時財政対策債を合わせた地方交付税は、歳入全体の46.8%と、ほぼ2分の1を占める重要な収入であり、地方交付税への依存度が大きい状況にあります。

平成26年度の普通交付税算定額（臨時財政対策債を含む）は、約136億円で、対前年度より、約1億4,000万円（1.0%）の減となりました。

総務省は、「平成の合併により市町村の姿が大きく変化しており、合併時点では想定されなかつた新たな財政需要が生じていることを踏まえ、平成26年度から5年程度の期間で交付税算定の見直しを行う」としていますので、今後の動向等を注視しながら対応していく必要があります。

③ 基金（財政調整基金、減債基金）

平成25年度末の財源調整のための基金（財政調整基金及び減債基金）残高は、約116億5,600万円となり、前年度末より9億9,800万円の増となっています。

合併に係る財政上の特例措置期間終了後の財源不足に備え、できるだけの取崩し額の圧縮を図るとともに、中期財政計画（第2期）に沿った積み立てを行っていく必要があります。

④ 合併特例債

合併年度及びその後15年度以内（法改正により平成32年度まで5年間延長）に活用できる地方債で、本市は約292億を上限として発行することができます。

新市建設計画に基づく『合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業』や『合併市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業』に活用することができ、充当率95%、元利償還に対する交付税措置70%と、大変有利な地方債です。

ただし、あくまでも地方債ですから、後年度の償還（10年返済を予定）による本市財政への影響を十分考慮し、計画的な活用が求められることから、平成25年度までの発行額は、限度額に対して33.3%となっています。

地方債を借り入れる際の考え方として、中期財政計画（第2期）に沿って後年度の地方債の償還額と残高を減らすため、毎年度、当該年度の元金償還額を上回らない額を借り入れることにしています。

この方針は、今後も引き続き地方債発行に係る基本的事項として実施していきます。

3 歳出の状況

① 義務的経費

本市の義務的経費（人件費・扶助費・公債費）は、平成25年度決算で歳出全体のほぼ半分（48.8%）を占めている状況にあります。

個別に見ると、人件費においては、雲仙市定員適正化計画による職員数の減等により、5年前（H20）の決算と比較すると、2億7,400万円（△6.5%）の減、公債費については発行総額の抑制や繰上償還による定時償還元金の減により地方債残高が減少しています。

しかしながら、少子高齢化等に伴う社会保障関係の扶助費が年々増加し続け、5年前（H20）の決算と比較すると、15億5,300万円（3.9%）の増となっており、今後も引き続き増加が見込まれ、政策的な事業への予算配分が厳しい状況にあります。

② 投資的経費

投資的経費の平成25年度決算額は、43億3,100万円、うち普通建設事業費については42億6,900万円となり前年度より、10億2,300万円（31.5%）の増となっております。

主な要因として、国の緊急経済対策（元気臨時交付金）による各種事業や国体関連に伴う事業費の増によるものです。

普通建設事業費については、主に地方債を活用した事業であるため、今後も地方債を活用する事業については財政課と協議すること。

特に新規事業については要求前に財政課と協議すること。

③ その他の経費

その他の経費（物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金・貸付金、繰出金）の平成25年度決算額は102億8,200万円となり、ここ数年横ばいであります。

物件費においては、電算単独化に伴う事業費の増により、前年度より3億3,400万円（16.0%）の増となっております。

今後においては、各節毎に細部にわたり事業・業務内容を見直し経費の縮減を図ることが必要であります。

補助費等は、年々増加傾向（H25決算 35億6,800万円）であるため、公益性、公平性の観点から対象団体の事業内容、経費区分が適正であるかなどを全ての事業において点検、評価、見直しを図らなければなりません。

また、市の単独補助金は「雲仙市補助金等の見直し基本方針・基準」に基づき精査することが重要です。

繰出金についても年々増加傾向（H25決算 29億4,700万円）であるため、繰出基準の明確化、未収金の徴収強化等に努め、一般会計からの繰出を極力抑制することが必要となってきます。

4 平成27年度財源の見通し

国においては、先に述べたとおり、予算の重点化を進めるため、「骨太の方針2014」及び「『日本再興戦略』改訂2014」を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設けることとしております。

景気回復3年目にあたる平成27年度においては、民需主導の成長を本格化させること、また、アベノミクスの成果を地方に波及させることが極めて重要としています。

また、先般、政府においては、人口減少対策などの予算に充てる目的で、地方自治体の予算の全体像を見積もる地方財政計画に「地方創生枠」を設ける方針を固めました。

このことを踏まえ、今後の国や県等の動向については、変化が予想されるところであるため、関係省庁や県等からの情報収集に努め、的確に把握したうえで、適切な対応を図らなければなりません。

5 その他

- ① 市政運営の基本となる「雲仙市総合計画」（平成19年度～平成28年度）の後期基本計画（平成24年度から5年間）に掲げた雲仙市の将来像「豊かな大地・輝く海とふれあう人々で築く たくましい郷土」の実現に向けて、厳しい財政状況ですが、その実現に最大の義務と使命を持って臨まなくてはなりません。
- ② 少子高齢化社会や高度情報化の進展など、社会経済情勢の変化に伴い、市民の行政ニーズはますます複雑・多様化しています。
合併特例期間終了後の歳入の減少傾向が続くと見込まれる中、住民サービスの低下を招かないよう、安定した財政運営を継続できる柔軟な財政構造実現に向けて、新たな財源確保に努めるとともに、各種事業や補助金等については、常に、必要性、効率性、有効性等を検証する必要があります。

IV 平成27年度予算編成の基本方針

平成27年度の予算編成においては、中期財政計画（第2期）に基づく健全な財政運営を進め、雲仙市総合計画（後期基本計画）を基本とし、これまでの取り組みや成果等を踏まえながら、事業の優先性・重要性・効果等を十分に検証し、合併特例期間が最終年となることから、職員一人一人が縮減に向けての意識改革を図り、予算編成に努めること。

1. 中期財政計画（第2期）に基づく財政運営への取り組み

中期財政計画（第2期）に基づく財政運営の重要なポイントは、合併特例期間終了後の歳入予算の規模を見据えながら、歳出予算の規模をどのように合わせて（縮減して）いくかにあります。

そのためには、財政的な特例措置を十分に受けられる本計画期間においても、これまで以上に行政コストの縮減に努めながら、計画的な予算縮減を進めるとともに、将来の財政負担を減らすための市債の繰上償還や、財源不足に備えた財政調整基金等への積み立てなどを行うことが必要となります。

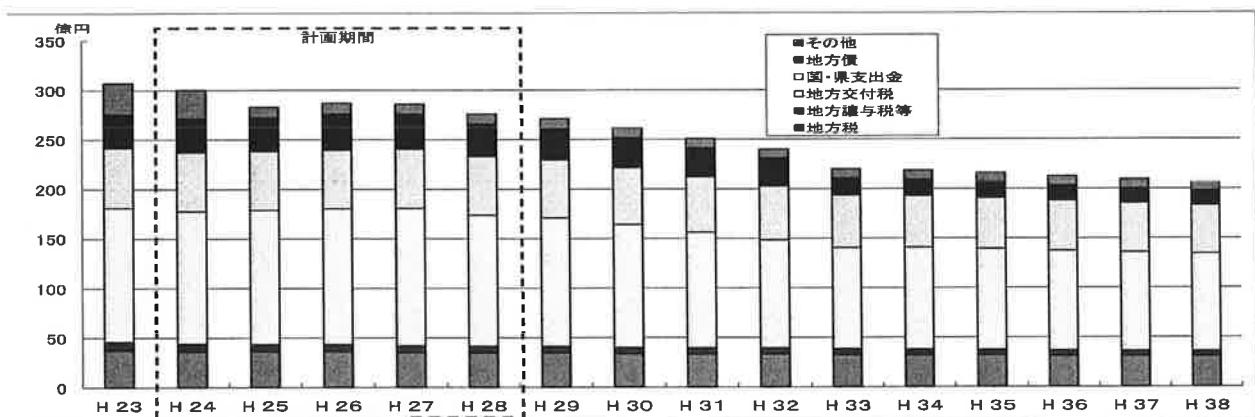
総務省は、平成の合併により市町村の姿が大きく変化したことに対応するため、平成26年度から5年程度の期間で、交付税算定の見直しを行っています。

そのうち、支所に要する経費については、平成26年度から3ヵ年をかけて先行的に実施し、その他の面積拡大に伴う経費などについては、平成27年度以降に順次反映することになっています。

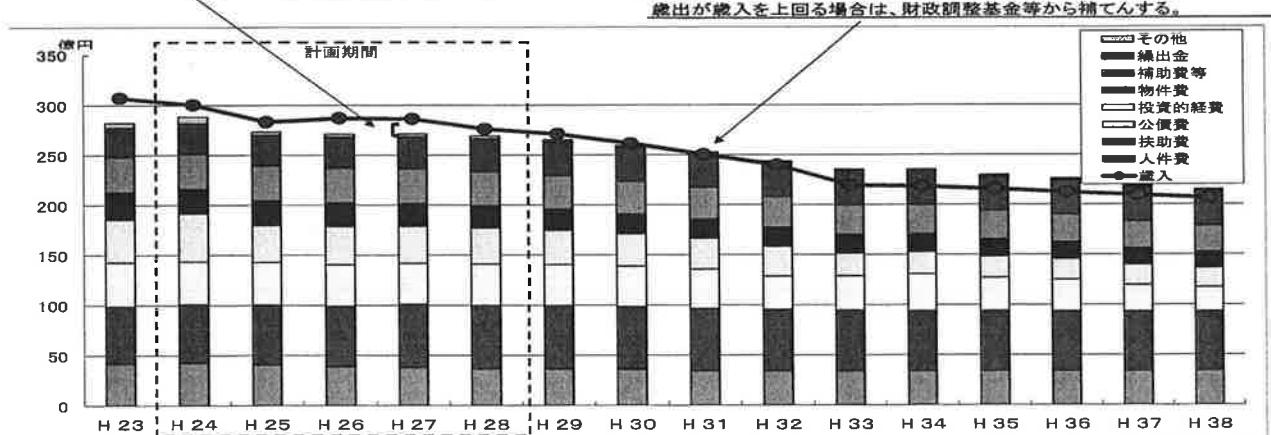
この見直しにより、合併特例措置終了後の段階的縮減される額が軽減される見込みですが、今後の動向等を注視しながら、これまでと同様に財源不足に備えておく必要があります。

【参考】雲仙市長期財政見通し

歳入



歳出



注) H31より歳出が歳入を上回る見込みです。

2. 雲仙市総合計画（後期基本計画）の推進

雲仙市の総合計画は、市行政の最上位計画として市政運営の基本となるものであり、本市の将来の発展に向けて、市民と行政が一体となったまちづくりに取り組むための総合的な経営指針となるものです。

後期基本計画に掲げる、「みんなでつくるまちづくり」「快適で住みよい暮らしづくり」「笑顔いっぱいの健康と福祉づくり」「力強い産業と仕事づくり」「新しい観光・交流による活力づくり」「明日を担う人づくりと誇りあるふるさとづくり」の6つの基本方針により、限られた予算の中で、政策及び施策の実現に向け、積極的かつ効率的に進めることとする。

【雲仙市総合計画】

- 基本構想（平成19年度～28年度）
- 基本計画 前期（平成19年度～23年度）
後期（平成24年度～28年度）

3. 雲仙市行政改革大綱に基づく行財政改革の実践

雲仙市総合計画（後期基本計画）に掲げる、目標の一つである「効率的で開かれた行政運営」の確立に向け、「第2次雲仙市行政改革大綱」を見据え、危機意識と改革意欲を持って、民間事業者の活用や行政ニーズへの対応、経費の節減合理化など、行財政改革に徹底的に取り組むこととする。

- 第1次雲仙市行政改革大綱（平成19年度～22年度）
- 第2次雲仙市行政改革大綱（平成23年度～27年度）

V 平成27年度の予算要求

1 基本的事項

予算の要求にあっては、次の各項目に留意しながら、年間を通じて予測される全ての収入・支出を的確に積算し、年間予算として要求を行うこと。

年度途中における補正は、当初予算編成時に明らかでなかった制度改正、災害復旧関係費等、緊急または真にやむを得ないものに限るものとし、当初予算において要求もれがないよう十分確認を行うこと。

また、金額の積算にあたっては、平成25年度決算において多額の不用額が発生している事業については、精査のうえ実績に見合う予算額とするなど予算・決算において大幅な乖離が生じないよう必要最小限に見積ること。

① 「事業重点化計画」に基づく予算編成

中期財政計画（第2期）に基づき各部局で作成された「事業重点化計画」により、長期的な視野にたち、予算縮減に向けた予算編成に取り組む。

事業重点化計画の意義は、将来に向けた事業のあり方や重点化すべき内容等を見極めることであり、逆に効果や公益性等の低い事業は、積極的な廃止又は統合を行い、コンパクトでスリムな予算を目指すものである。

この計画は、各部局の予算編成・執行において、最重要課題として取り扱い、今後もその計画に沿って事業展開を図る。

② 事前協議の重要性

事前協議の重要性については、新規事業等（補正時も同様）の要求を行う場合は、事前に財政課との協議を原則とし、協議がなかった要求は認めないものとする。

これは、財政運営において、予算管理を慎重に進め、計画を立てている以上、新たな歳出は十分な検討が必要であり、将来の財政運営に支障をきたす恐れがあることから、協議が重要となってくるためである。

③ 補助事業の廃止・縮小等への対応

国及び県において既存の国・県補助（負担）事業が廃止、縮小または補助率の変更等あつた場合は、代替の財政措置が明らかなものを除いて、漫然と一般財源で対応せず、事務・事業も廃止・縮小すること。

一般財源化された事業について継続する場合は、従来の制度にとらわれることなく事業の再構築を検討すること。

④ 特定財源の確保

特定財源の確保については、有利な特定財源の確保に努め、一般財源の充当ができる限り抑制すること。

財源確保の基本的ルールとして、新たな事業等の予算要求にあたっては、他の事業の予算削減または歳入予算の確保を義務付けること。

また、新たな収入源の開拓や、財團法人等の助成事業の有効活用を行い、可能な限り財源確保に努めること。

自主財源の確保については、市税等の収入未済額の縮減及び債権管理の適正化を図るとともに、受益者負担の原則により使用料・手数料等については定期的な見直しを図ること。

⑤ 普通建設事業等の予算編成について

普通建設事業等において、例年、さまざまな理由により事業進捗の遅れによる繰越事業が発生している。

このことを踏まえ、今後も引き続き、事業に必要な各種手続き（法的な手続き等）を済ませた上で予算要求することを原則とし、設計や用地買収の予算を伴う工事については、以下により適切な要求を行うこととする。

（基本的ルール） 1年目に設計費・用地買収費を計上 ⇒ 2年目に工事請負費を計上

◎工事請負費を発注する際は、早期に地元・関係機関との調整や、国内情勢等に留意しつつ、年度内完成を念頭に置きながら発注すること。

※規模等により、確実に早期に完了できる事業及び補助事業など同一年度に実施しなければならない事業等については、財政課と協議すること。

※地方債を充当する事業については、設計を申請した次年度は確実に工事が実施可能であることが条件になる。

⑥ 既存事務・事業の集中化

既存事務・事業の徹底的な見直しを行い、事業の優先度を明確化し、事業の集中化を図ること。

- (1) 新規事業創設のための既存事業の廃止
- (2) 外部委託等による業務の見直し（指定管理者制度への移行など）
- (3) 事業の終期の設定や将来を見据えた段階的な縮減

2 重点的事項

① 総合計画事業への取り組み

各部局においては、総合計画（後期基本計画）の6つの基本方針の、各政策・施策の成果等を精査し、目標値に達していない項目について、着実な推進を図っていくこと。

なお、目標値に達している項目については、更なる充実を図ること。

② 人口減少対策への取り組み

人口減少対策プロジェクトチーム発足に伴い、各課における人口減少対策に向けた新規事業や既存事業の見直し（拡充）による取り組みを図ること。

別添「人口減少対策について」参照。

※国の事業（定住促進対策・人口減少対策等）に該当する場合は活用すること。

※要求の理由を必ず明記すること。（新規・拡充等の理由）

③ 市制施行10周年記念事業の実施

平成27年度に市制施行10周年の節目の年を迎えることから、10周年記念事業の効果的な実施を図ること。

別添「雲仙市制施行10周年記念事業について」参照。

3 その他事項

① 行政評価制度の活用

行政評価制度における評価対象事業については、その評価結果を適切に反映した事業内容とすること。

また、評価対象外事業についても、市民本位の効率的で質の高い行政サービスの実現に向け、市が関与すべき範囲の適正化や優先すべき事業の重点化等を図り、成果重視の行政運営を目指した予算要求を行うこと。

② ゼロ予算事業（特段の歳出予算を伴わない事業）への取り組み

ゼロ予算事業については、原則これまでと同様に課・部局及び総合支所単位で取り組むこととし、実施にあたっては、別添「ゼロ予算定義」に基づき実施すること。

申請については様式1号により行うこと。

③ 事業課への委任事業について

当初予算での要求を予定している普通建設事業等（設計・監理を含む）について、事業課へ委任を予定している場合は、要求前に事業課・委任課双方での協議により合意の上、シーリングの範囲での調整を行い要求すること。

（具体的な内容は、「雲仙市建設工事等事務処理要領」（平成25年4月16日訓令第8号）を参照）

（注）①設計費は、原則、工事実施の前年度に行うこと。

（設計を事業課へ委任する場合は、その詳細について事前に整理しておくこと。
）

②緊急性等を考慮し、同一年度に設計・工事を実施しなければならない案件についても協議しておくこと。

4 平成27年度の予算要求枠

① 通常費ベースでの予算要求枠

財政課において、各部局ごとに中期財政計画（第2期）「事業重点化計画」に沿った事業費ベースでの予算要求枠を設定するので、これを上限として予算要求すること。

なお、一般財源については、各部局の平成26年度当初予算の一般財源総額を超えないことを原則とする。

※ それぞれの予算要求枠は、別途通知します。

② 総合計画特別推進枠

一般財源ベースで2億円程度の予算要求枠を設定し、それを上限とする。
(ただし、事業費ベースで上限あり。)

※ 対象とする事業は、昨年度に引き続き雲仙市総合計画（後期基本計画）に基づく事業のうち、新規に取り組む事業（臨時的なもの）を原則とするが、継続事業等において早期完成（完了）を目指すものや、各種要望等への対応など市民満足度を高めるための事業（臨時的なもの）も対象とする。

なお、既存事業の拡充の場合は拡充分のみを対象とする。（原則、単年度のみ）
要求にあたっては事業内容を十分精査すること。

（注）要求の場合、様式1号に新規・早期完成（完了）・拡充する理由を必ず記載すること。

5 歳入に関する事項

歳入の見積りにあたっては、経済・景気等の見通し、過去の実績、制度の改正、国・県の動向等に十分留意し、新規財源の確保に積極的に努めること。

特に市税をはじめとする各種使用料等の収入未済額については、縮減に向けて取り組むこと。

① 市 稅

市税は、本市歳入の根幹をなすものであり、その動向は財政運営を大きく左右するので、国の税制改正及び今後の経済情勢に十分留意の上で、税負担の公平性を期するため、課税客体の把握に留意し適正に見積るとともに、納税意識の啓発及び徴収事務の効率化を図り、過年度分を含め収納率の向上に努めること。

② 分担金及び負担金

受益者負担の原則により、法令または条例等の根拠法令・徴収基準に基づき、負担割合の適正化に努め、事業の性質等を考慮し負担の確保を図ること。

③ 使用料及び手数料

使用料及び手数料は、特定のサービスの提供に要する経費の対価であり、受益者負担の原則に基づいて適正な徴収を図るとともに、利用率向上による収入の確保に努めること。

④ 国・県補助金

国・県補助金については、それぞれの動向を見極めつつ情報収集により、特定財源としてその財源確保に努めるとともに、補助対象内容、補助上限額、補助率を確認した上で、事業効果等を判断し財源確保を図ること。

⑤ 財産収入

遊休財産については、将来の利活用について十分検討し、貸付等の利用促進を図るとともに、処分可能なものについては適正な価格を見積り、歳入の確保を図ること。

⑥ 市 債

市債については、事業の適債性を十分検討するとともに、将来の財政負担を考慮し、安易な適用は行わないものとする。

また、事務費の計上は財政課と事前協議を行うこと。

⑦ その他の収入

その他の収入については、根拠法令など収入の基礎を明確にし、それらの実績の上に年間を通ずる確実な収入見積もりを計上すること。

歳入額の多寡にかかわらず、あらゆる収入の可能性を検討し、積極的な財源確保に努めること。

6 歳出に関する事項

① 人件費

職員人件費については、給料や職員手当など、現行制度に基づき算定した現員、現給を原則として計上すること。

なお、特別会計等の職員給については、後日、人事課より配布される基礎資料に基づき作成すること。

嘱託職員については、地方交付税の縮減期間（H28～H32）に対応できるよう、更なる人件費削減を検討する上で、課単位の採用ではなく、部局単位での採用による効率化を図り、配置見直しを検討すること。

職員及び嘱託職員の長期療養、産休、育休等への対応として、報酬を人事課で計上する。

② 賃 金

一般事務の臨時職員については、原則として賃金で計上とし、別添「報酬・報償費・賃金等に係る人件費について」を参照の上、過去の実績にとらわれず雇用の必要性について再検討し、事務繁忙期のみの雇用とすること。

職員及び嘱託職員の長期療養、産休、育休等への対応として、賃金を人事課で計上する。

③ 報償費

報償費については、別添「報酬・報償費・賃金等に係る人件費について」を参照の上、単価、回数等の算出基礎を明確にし、謝金・記念品・賞品などの種類ごとに計上すること。

④ 旅 費

ア 旅費条例、旅費規程及び別添「旅費早見表」により計上すること。

なお、予算計上にあたっては、人員及び回数（日数）とも必要最小限に止め、経費削減に努めること。出張の用務、出張先は具体的に記入すること。

イ 非常勤特別職は費用弁償、一般職は普通旅費に計上すること。

ウ 非常勤特別職等で構成する委員会及び協議会の視察研修等に係る費用弁償はこれまでと同様に下記のとおりとする。

別添「非常勤特別職等の研修旅費の考え方」参照

①実施期間 2年度に1回、偶数年度実施（初回18年度）

②費用弁償 市旅費条例等により算定した額、ただし2万円を上限とする。
(貸切バス、通行料、謝礼等の別途要求は不可)

③随行職員 特別職を除き、2名以内

エ 市長・副市長の旅費、それに伴う負担金、食糧費、消耗品費等については、各所管課で予算要求すること。

なお、いずれの課の所管に該当しない場合、また、秘書分の各種費用は、政策企画課で要求する。

別添「市長・副市長の旅費の予算要求方法について」参照。

オ 参加人員は最小の人数で最大の効果を図ること。

⑤ 需用費

- ア 消耗品費については、職場ごとに在庫確認の上、確実な数量を要求すること。
また、ファイル等再利用可能なものは再利用し、用紙類については、両面印刷を徹底し無駄をなくすこと。
- イ 共通物品については、共通物品と共通物品以外の特定物品とに区分して、共通物品は別途、管財課が定める様式で報告（管財課で取りまとめて要求）することとし、特定物品は所管課において要求すること。
別添「共通物品の予算編成について」参照。
- ウ 共通物品の発注は、原則として管財課が行うが、共通物品以外の特定物品については、予算要求書に『【特定物品：一財】』または『【特定物品：補助】』と明記すること。
- エ 新聞、雑誌及び法令集（追録）等は特に精査し、節約の徹底を図ること。
- オ 燃料費については、別添「施設保守経費・公用車管理費の予算編成について」の単価を参照すること。
また、様式2号「光熱水費・燃料費 明細書」を必ず提出すること。
- カ 食糧費については、昨今の社会情勢を考慮して徹底した改善を図ること。
「雲仙市長」名による御樽（食糧費）、供花（消耗品費）等については、その会合等の所管課等で予算要求を行うこと。
いずれの所管にも属さないものは政策企画課で計上すること。
別添「各種会合等に係る食糧費の取り扱い要領」参照。
- キ 印刷製本費については、市報への掲載などを活用し経費の節減に努めること。
- ク 光熱水費は、引き続き全庁的な節減対策に取り組むこと。
水道・下水道使用料、都市ガス使用料は光熱水費に計上し、プロパンガスは燃料費に計上すること。様式2号「光熱水費・燃料費 明細書」を必ず提出。
- ケ 修繕料については、施設利用者の安全確保や現況を十分把握し（要求前に点検を行うこと）、適正な維持管理に努めるとともに、緊急性・必要性等が高いものから実施するなど、計画的・効率的な対応を図ること。

⑥ 役務費

- ア 通信運搬費については、郵便区内特別郵便物の利用など工夫し、経費の節減に努めること。
また、「後納郵便（含レタックス）」、「切手・はがき・レターパック」、「宅配便」、「その他送料」については、市民窓口課において一括要求するので、補助事業経費に該当するものを除いて、各部局においては要求しないものとする。
(総合支所、教育委員会については、部局で取りまとめて要求)
詳細は、別添「H27通信運搬費の予算編成について」参照。
- イ 公用車の自賠責保険料及び自動車損害共済基金分担金（任意保険料）は、自動車保険料に計上すること。
また、車検実施ではない年は、定期点検手数料を漏れなく計上すること。
別添「施設保守経費・公用車管理費の予算編成について」参照。

⑦ 委託料

- アウトソーシングが求められる中ではあるが、安易に委託することは好ましくないため、見直しを行い削減を図ること。
- 必要な場合は、委託すべき業務内容・範囲等を細部まで精査し、その必要性、委託の範囲、委託の理由を明確にし、発注方法の工夫を図り、経費の縮減を図ること。

⑧ 使用料及び賃借料

- ア 新規のリース契約は財政課と事前協議すること。
- イ 本庁（ふるさと会館を含む）及び千々石庁舎3階の建設整備部のコピー機借上料及びパフォーマンス料については、管財課において計上する。
その他施設については所管課で計上すること。
- ウ 再リース（レンタル）については、管財課と協議すること。
- エ リース及び土地等借上料については、財務会計システム入力時において積算欄に必ず借上期間を入力すること。（入力例：契約期間 H27.4.1～H32.3.31）

⑨ 工事請負費

工事請負費について、対応可能な事業においては、8ページに記載しているとおりで要求すること。

- ア 新規事業については、必ず財政課と事前協議すること。
- イ 用地取得及び補償費などを伴う事業については、「土地開発基金」の有効活用を考慮に入れ、買収等の見込があるものについて計上すること。
また、土地開発基金で購入した用地等は、工事が始まる前に買戻しを行うこと。
- ウ エアコン等の物品（製品）金額が、直接工事費の概ね3分の2を超える場合は、備品購入費で計上すること。

⑩ 備品購入費

- ア 原則として、使用に耐えない買い換え備品のみとすること。
- イ 予算要求は、全ての備品について担当課で要求するものとすること。

⑪ 負担金、補助及び交付金

負担金、補助及び交付金については、公益性、公平性の観点から対象団体の事業内容、経費区分が適正であるか、負担割合が妥当であるかなどを全ての事業において点検・評価し、見直しを図ること。

- ア 「雲仙市補助金等の見直し基本方針・基準」及び「雲仙市補助金の事務執行手引き」に基づき、見直し対象となる補助金については、例に当てはめ評価基準に基づき「継続」「廃止」等の見直しを行い、「継続」等となった補助金については、適正な補助対象経費の把握に努めるものとする。

なお、上記の要領により算定した「補助金交付の評価基準算定表」及び「援助的補助金の算定表」（H25.9.30改訂版）は必ず提出するものとする。

- イ 会議・研修会参加負担金（懇親会負担金を除く）及び講習会受講料は負担金計上すること。
- ウ 市が任意で所属し負担金を支出している協議会等の団体については、所属することの利点等を改めて検証し、退会も含め検討すること。

⑫ 扶助費

扶助費については、需要の伸びを精査し、年間を通じた所要額を見込んだ上で、要求すること。

7 特別会計等に関する事項

① 特別会計の予算編成について

特別会計については、設置目的に応じて、会計間の経費負担の適正化を図り、財源不足を安易に一般会計からの繰入金に依存しないこと。

また、常に経営的感覚を持って、必要最小限の経費を計上し、事務費の節減等を図り、一般会計と同様の視点に立つこと。

② 企業会計の予算編成について

企業会計については、一般会計に準ずることとし、独立採算を前提に、会計間の経費負担の適正化を図り、経営の合理化を積極的に推進し、経費の節減に努め、長期的な収支見通しに立って経営の健全化に努めること。

8 その他

① 消費税増税について

消費税増税（8%⇒10%）については、平成27年10月に予定されているが、実施時期については未確定のため、積算については8%で積算すること。

当初予算編成中に国において方針が固まり、10%で対応できる場合は、財政課より指示予定。（各課は10%で修正できるよう準備しておくこと。）

※対応できない場合の消費税差額分については、補正予算で対応予定。

② その他について

ア 予算要求にあたっては、様式1号にて、事業目的、必要性、緊急性、事業効果など明確にすること。

イ 贈答品等（記念品、提供品等）の予算計上については、別添「贈答品等に係る予算科目執行基準」を参照すること。

ウ 複数年度にわたる新規事業で、債務負担行為行為が必要な事業については、事前に財政課に協議することとし、予算要求書と併せて「債務負担行為に関する見積書（予算規則様式第5号）」を提出すること。

エ 新たに契約を予定する長期継続契約については、別添「長期継続契約の予算について」を参照し、予算要求書と併せて協議書を提出すること。

オ 複数年契約（長期継続契約、債務負担など）による契約期間満了に伴い再契約を締結する場合の契約期間は、原則として会計年度（単年度）末までとする。

9 注意事項

① 提出様式等

ア 要求にあたっては積算内訳（数量等）を必ず入力のこと。

イ 歳入を入力する際、特定財源（一般財源以外）にあっては、必ず充当先を入力すること。

ウ 予算書の歳出事項別明細書の説明欄は中事業名を表示しているため、新たに中事業を設定する場合は、既定の事業名などを参考に、分かりやすい表現を心掛けること。

エ 予算科目の新設については、「予算科目新設申請書（予算編成用）」により申請すること。

なお、混雑を避けるため申請締切を11月14日（金）までとしますので期日厳守のこと。

オ 『予算要求枠』における要求額については、部局等単位の要求枠の額内で調整の上(枠内に収めた上で)、要求書を提出すること。

カ 算定根拠(見積書等)は簡略かつ確実に添付すること。

キ 以下の付属調書を必ず提出すること。

特に様式1号については、記者発表資料や予算説明書等の参考資料として活用しますので、詳細な入力をお願いします。

a 様式1号 予算要求資料(通常の維持管理費及び人件費を除く全ての中事業)

b 様式2号 光熱水費・燃料費 明細書(該当がある中事業のみ)

ク 市長・副市長復活査定にあたっては、原則として、総務部長・財政課長査定等での指摘事項に対処した上で、復活要求を行うこと。

予算要求書等については、課単位で綴じ、部局で取りまとめて提出すること。

【提出書類(部数)及び綴じ込み順】

(1) 部局長が決裁した鑑の写し	1部
(2) 歳入予算要求書	2部
(3) 歳入予算要求資料	2部
(4) 付属調書様式1号(中事業ごと)	2部
(5) 歳出予算要求書	2部
(6) 歳出予算要求資料	2部
(7) 付属調書様式2号(中事業ごと)	2部
(8) 添付資料(見積書、図面、写真など)	1部
(9) 継続費見積書(予算規則様式第3号)	1部
(10) 債務負担行為に関する見積書(予算規則様式第5号)	1部
(11) 部局集計表(○○○部)	1部
(12) 補助金交付の評価基準算定表	1部
(13) 援助的補助金の算定表	1部

※ 上記の(4)、(7)、(9)～(13)様式についてはキャビネット(財政課⇒予算編成方針⇒平成27年度)に登録してあるものを活用すること。

※ 繰じる順番は、(1)～(7)の順番とする。

※ (8)添付資料は別綴じとし、予算要求書の順番に合わせて製本の上、ページ番号(通し番号)を付すこと。

※ (9)～(10)、(12)～(13)については、まとめて別綴とする。

※ (11)については、各部局とりまとめて提出とする。

② 査定等日程

ア 要求開始日	平成26年10月31日(金)
イ 各課様式提出期限 (管財課) (市民窓口課)	平成26年11月7日(金) 平成26年11月20日(木)
ウ 科目新設申請期限	平成26年11月14日(金)
エ 要求書提出期限	平成26年11月21日(金) 17時まで
オ 財政課担当査定日程	平成26年11月25日～12月5日
カ 財政課長査定日程	平成26年12月8日～12月15日
キ 総務部長査定日程	平成26年12月18日～12月25日
ク 市長・副市長査定日程	平成27年 1月14日(水)
ケ 市長レク日程(全部局)	平成27年 1月15・16・19・20 21日(予備日)

③ 一元管理を行うもの

管理をする課	管理するもの
管 財 課	消耗品費（共通物品に限る、別添一覧表参照） (補助金等の対象分は所管課で計上・支出、ただし発注は管財課)
	公用車の修理代（車検代、保険料、車検時修理代を除く） ただし、特別会計についてはそれぞれ計上のこと
	通信運搬費（本庁・総合支所の電話料に限る） (補助金等の対象分は所管課で計上、管財課より所管課へ請求)
	使用料及び賃借料（本庁及びふるさと会館コピーパフォーマンス料、機器借上料に限る） (補助金等の対象分は所管課で計上、管財課より所管課へ請求)
市民窓口課	通信運搬費（郵便料、宅配料に限る。）
人 事 課	報酬、報償費及び賃金（統一単価表）、旅費
行革推進室	パソコン関係費用（修繕、ウイルス対策、更新費用に限る） (特殊システム及びソフト費用は所管課で計上)

④ 食糧費、会議負担金の執行基準

(別添『各種会合等に係る食糧費の取り扱いについて』参照)

ア 食糧費にかかる出席人数基準

相手方の人員	市側（3役除く）
1～3人	1名以内
4～6人	2名以内
7人以上	3名以内

※ 職員のお茶、昼食は原則
公費支出しない。

イ 懇親会、昼夕食等単価表

区分	1人当たり単価
昼 食	800円以内
夕 食	5,000円以内
茶菓子（お茶を含む）	200円以内
お茶	150円以内
お茶の葉	210円／100g以内
御樽	4,200円／2本以内

ウ 会議負担金

区分	1人当たり単価	備 考
懇親会等出席者負担金	5,000円以内	原則として11節 食糧費に計上

⑤ 神社祭典等への対応について

「神社祭典等の案内には、公金を支出しない。」

[市長宛の案内について、職員の公務としての代理出席はしないこととする。
ただし、市長を含む公職宛に案内があった場合に、公務としてではなく対応することは個人の判断とする。]

資料編

資料1 歳入歳出の状況(一般会計)

(1)歳入

区分	分	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			構成割合(%)	増減額			増減率		
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	
1 市税	3,423,687	3,474,977	3,523,558	3,542,406	3,644,572	13.4	51,290	48,581	18,848	102,166	1.5	1.4	0.5	2.9									
2 地方譲与税	301,115	293,341	270,701	277,878	246,805	0.9	△ 7,774	△ 22,640	7,177	△ 31,073	△ 2.6	△ 7.7	2.7	△ 11.2									
3 利子割交付金	17,629	7,931	9,085	7,154	6,324	0.0	△ 9,698	1,154	△ 1,931	△ 830	△ 55.0	14.6	△ 21.3	△ 11.6									
4 配当割交付金	1,751	2,786	3,224	4,627	7,745	0.0	1,035	438	1,403	3,118	59.1	15.7	43.5	67.4									
5 株式等譲渡所得割交付金	645	1,124	1,140	586	1,064	0.0	479	16	△ 554	478	74.3	1.4	△ 48.6	81.6									
6 地方消費税交付金	412,828	375,277	389,749	460,096	444,752	1.6	△ 37,551	14,472	10,347	44,656	△ 9.1	3.9	2.7	11.2									
7 ゴルフ場利用税交付金	10,990	10,698	10,311	9,938	10,071	0.0	△ 292	△ 387	△ 373	133	△ 2.7	△ 3.6	△ 3.6	1.3									
8 自動車取得税交付金	61,744	63,206	50,827	29,638	16,174	0.1	1,462	△ 12,379	△ 11,209	△ 23,444	2.4	△ 19.6	△ 22.1	△ 59.2									
9 地方特例交付金	42,443	78,421	3,000	6,879	8,287	0.0	35,978	△ 75,421	3,879	1,408	84.8	△ 96.2	129.3	20.5									
10 地方交付税	10,440,824	10,682,365	10,923,570	11,011,886	10,972,642	40.2	241,541	241,205	88,316	△ 39,244	2.3	2.4	0.8	△ 0.4									
(1)普通交付税	10,140,824	10,332,365	10,623,570	10,711,886	10,672,642	39.1	241,541	241,205	88,316	△ 39,244	2.4	2.3	0.8	△ 0.4									
(2)特別交付税	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	1.1	0	0	0	0	0	0	0	0									
11 交通安全対策特別交付金	6,537	6,072	5,994	7,104	6,370	0.0	△ 465	△ 78	1,110	△ 734	△ 7.1	△ 1.3	18.5	△ 10.3									
12 分担金・負担金	319,387	333,280	349,139	325,284	301,032	1.1	13,893	15,859	△ 23,855	△ 24,252	4.3	4.8	△ 6.8	△ 7.5									
13 使い料・手数料	216,074	220,770	253,617	254,163	257,197	1.0	4,696	32,847	546	3,034	2.2	14.9	0.2	1.2									
14 国庫支出金	3,108,772	3,538,631	3,178,573	3,254,990	3,305,007	12.1	429,859	△ 360,058	76,417	50,017	13.8	△ 10.2	2.4	1.5									
15 県支出金	2,152,470	2,322,268	2,211,740	3,176,362	3,246,030	11.9	169,798	△ 110,528	964,622	69,668	7.9	△ 4.8	43.6	2.2									
16 財産収入	95,644	115,313	119,530	125,295	117,331	0.4	19,669	4,217	6,765	△ 8,964	20.6	3.7	5.7	△ 7.1									
17 寄附金	602	1,002	1,002	1,002	1,052	0.0	400	0	0	50	66.4	-	-	5.0									
18 繙入金	1,426,041	1,506,228	1,466,366	1,455,444	1,376,280	5.1	80,187	△ 39,862	△ 30,922	△ 59,164	5.6	△ 2.6	△ 2.1	△ 4.1									
19 繙越金	150,000	150,000	150,000	450,000	150,000	0.6	0	0	300,000	△ 300,000	-	-	-	200.0	△ 66.7								
20 諸収入	573,757	464,130	477,164	423,245	335,029	1.2	△ 109,627	13,034	△ 53,919	△ 88,216	△ 19.1	2.8	△ 11.3	△ 20.8									
21 地方債	3,163,600	3,326,900	2,980,700	3,297,500	2,838,100	10.4	163,300	△ 346,200	316,800	△ 459,400	5.2	△ 10.4	10.6	△ 13.9									
うち合併特別債	1,281,600	1,449,100	1,156,800	1,787,900	1,510,800	5.5	167,500	△ 292,300	631,100	△ 277,100	13.1	△ 20.2	54.6	△ 15.5									
うち臨時財政対策債	1,461,300	1,000,000	900,000	800,000	2,9	△ 461,300	△ 100,000	0	△ 100,000	△ 31.6	△ 10.0	-	-	△ 11.1									
合計	25,926,540	26,974,720	26,378,990	28,052,457	27,291,864	100.0	1,048,180	△ 595,730	1,673,467	△ 760,593	4.0	△ 2.2	6.3	△ 2.7									

資料2
(2)性質別歳出

区分	分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		額		増減		率			
		当初予算額	A	当初予算額	B	当初予算額	C	当初予算額	D	当初予算額	E	当初予算額	F	G	H	I	F/A	G/B	H/C
1 人件費		4,265,899	4,263,625	4,220,136	4,199,158	3,754,645	△ 2,274	△ 43,489	△ 20,978	△ 444,513	△ 0,1	△ 1,0	△ 0,5	△ 10,6					
2 扶助費		4,939,601	5,538,099	5,669,360	5,676,174	5,866,610	598,498	131,261	6,814	190,436	12,1	2,4	0,1	3,4					
3 公債費		4,092,288	3,925,656	3,795,634	3,855,439	3,463,437	△ 166,632	△ 130,022	59,805	△ 392,002	△ 4,1	△ 3,3	1,6	△ 10,2					
4 物件費		2,493,655	2,648,929	2,336,767	2,736,527	2,762,728	155,274	△ 312,162	399,760	26,201	6,2	△ 11,8	17,1	1,0					
5 維持補修費		66,033	62,375	62,395	63,598	74,250	△ 3,658	20	1,203	10,652	△ 5,5	0,0	1,9	16,7					
6 補助費等		3,914,591	3,276,057	3,193,769	3,689,369	3,936,675	△ 638,534	△ 82,288	495,600	247,306	△ 16,3	△ 2,5	15,5	6,7					
7 積立金		55,691	100,253	113,066	115,877	116,552	44,562	12,813	2,811	675	80,0	12,8	2,5	0,6					
8 投資及び出資金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-					
9 貸付金		326,500	713,777	570,342	211,293	151,277	387,277	△ 143,435	△ 359,049	△ 60,016	118,6	△ 20,1	△ 63,0	△ 28,4					
10 繰出金		2,203,660	2,974,345	3,004,182	3,025,788	3,141,085	770,685	29,837	21,606	115,297	35,0	1,0	0,7	3,8					
11 前年度繰上充用金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-					
12 普通建設事業費		3,527,428	3,432,142	3,318,876	4,380,172	3,939,516	△ 95,286	△ 113,266	1,061,296	△ 440,656	△ 2,7	△ 3,3	32,0	△ 10,1					
(1)補助事業費		1,226,726	1,267,623	682,227	818,927	510,575	40,897	△ 585,396	136,700	△ 308,352	3,3	△ 46,2	20,0	△ 37,7					
(2)国直轄事業負担金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-					
(3)単独事業費		2,300,702	2,164,519	2,636,649	3,561,245	3,429,941	△ 136,183	472,130	924,596	△ 132,304	△ 5,9	21,8	35,1	△ 3,7					
13 災害復旧事業費		21,194	19,462	74,463	79,062	65,089	△ 1,732	55,001	4,599	△ 13,973	△ 8,2	282,6	6,2	△ 17,7					
(1)補助事業費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-					
(2)国直轄事業負担金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-					
(3)単独事業費		21,194	19,462	74,463	79,062	65,089	△ 1,732	55,001	4,599	△ 13,973	△ 8,2	282,6	6,2	△ 17,7					
14 失業対策事業費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-					
(1)補助事業費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-					
(2)単独事業費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-					
15 その他(予備費)		20,000	20,000	20,000	20,000	0	0	0	0	0	-	-	-	-					
合計		25,926,540	26,974,720	26,378,990	28,052,457	27,291,864	1,048,180	△ 595,730	1,673,467	△ 760,593	4,0	△ 2,2	6,3	△ 2,7					

資料3
(3) 目的別歳出

(単位:千円、%)

区分	分	平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度				平成26年度				一財の伸び率(対22年)			
		当初予算額	内一財	当初予算額	内一財	当初予算額	内一財	E	(B-A)/A	(C-A)/A	(D-A)/A	(E-A)/A													
1 議会費		226,444	226,428	301,660	301,643	269,375	269,358	254,598	254,583	225,975	225,951	33.2	19.0	12.4	△ 0.2										
2 総務費		3,220,826	2,923,382	3,176,780	2,896,193	3,213,367	2,910,874	3,743,697	2,979,957	3,306,461	2,579,729	△ 0.9	△ 0.4	1.9	△ 11.8										
3 民生費		7,783,926	3,764,898	8,491,264	3,878,554	8,513,547	3,943,055	8,663,348	3,955,870	9,206,357	4,141,137	3.0	4.7	5.1	10.0										
4 衛生費		1,987,821	1,821,354	2,392,386	1,920,597	2,201,469	1,938,136	2,160,140	1,985,299	2,151,563	2,032,599	5.4	6.4	9.0	11.6										
5 労働費		10,403	10,403	60,988	33,088	1,131	1,131	349	349	349	349	349	349	349	349	218.1	△ 89.1	△ 96.6	△ 96.6	△ 96.6					
6 農林水産業費		1,782,779	980,047	1,848,285	879,876	1,895,727	932,733	2,595,843	1,024,284	2,443,781	1,032,349	△ 10.2	△ 4.8	4.5	5.3										
7 商工費		788,290	399,193	1,106,068	258,214	985,348	323,450	599,401	301,034	497,308	288,840	△ 35.3	△ 19.0	△ 24.6	△ 27.6										
8 土木費		2,599,335	1,290,759	2,441,049	1,266,067	2,420,606	1,162,496	2,505,909	1,254,995	2,541,896	1,288,499	△ 1.9	△ 9.9	△ 2.8	△ 0.2										
9 消防費		1,141,305	877,556	946,366	878,960	958,982	861,873	1,100,371	844,266	962,951	912,808	0.2	△ 1.8	△ 3.8	4.0										
10 教育費		2,215,474	1,448,686	2,208,292	1,349,822	2,026,718	1,484,296	2,456,260	1,572,438	2,406,689	1,668,576	△ 6.8	2.5	8.5	15.2										
11 災害復旧費		57,635	57,635	55,910	77,069	77,069	79,062	79,062	65,089	65,089	△ 3.0	33.7	37.2	12.9											
12 公債費		4,092,302	3,001,869	3,925,672	2,835,219	5,795,651	2,725,418	3,873,479	2,803,017	3,463,445	2,513,562	△ 5.6	△ 9.2	△ 6.6	△ 16.3										
13 諸支出金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-			
14 前年度繰上充用金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
15 予備費		20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	-	-	-	-										
合計		25,926,540	16,822,210	26,974,720	16,574,143	26,378,990	16,649,889	28,052,457	17,075,154	27,291,864	16,760,488	△ 1.5	△ 1.0	1.5	△ 0.3										

(単位:千円)

(1) 基金の状況

区分	平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度				平成26年度(見込み)			
	積立金	取崩額	未現在高	積立金	取崩額	未現在高	積立金	取崩額	未現在高	積立金	取崩額	未現在高	積立金	取崩額	未現在高	積立金	取崩額	未現在高		
財政調整基金	2,243	0	1,273,326	992	0	1,274,318	638	0	1,274,956	996	0	1,275,952	956	0	1,276,908					
減債基金	1,307,728	0	6,867,728	1,389,800	0	8,257,528	1,125,610	0	9,383,138	1,006,392	9,701	10,379,829	1,679,128	115,376	11,943,581					
小計	1,309,971	0	8,141,054	1,390,792	0	9,531,846	1,126,248	0	10,658,094	1,007,388	9,701	11,655,781	1,680,084	115,376	13,220,489					
その他特定目的基金	879,452	19,334	7,588,383	123,449	106,878	7,604,954	109,245	58,248	7,655,951	103,373	19,290	7,740,034	9,098	60,903	7,688,229					
合計	2,189,423	19,334	15,729,437	1,514,241	106,878	17,136,800	1,235,493	58,248	18,314,045	1,110,761	28,991	19,395,815	1,689,182	176,279	20,908,718					

※決算統計より

(単位:千円)

(2) 起債残高の状況

区分	平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度				平成26年度(見込み)			
	借入額	償還額	未残高	借入額	償還額	未残高														
起債 (一般会計)	3,019,300	4,328,649	29,490,315	1,629,500	4,052,208	27,067,607	3,439,250	4,216,866	26,289,991	2,446,300	4,067,317	24,668,974	3,766,366	4,025,095	24,410,245					
対前年比			95.7			91.8			97.1			93.8			99.0					
対H16年比			94.9			87.1			84.6			79.4			78.6					

※決算統計より

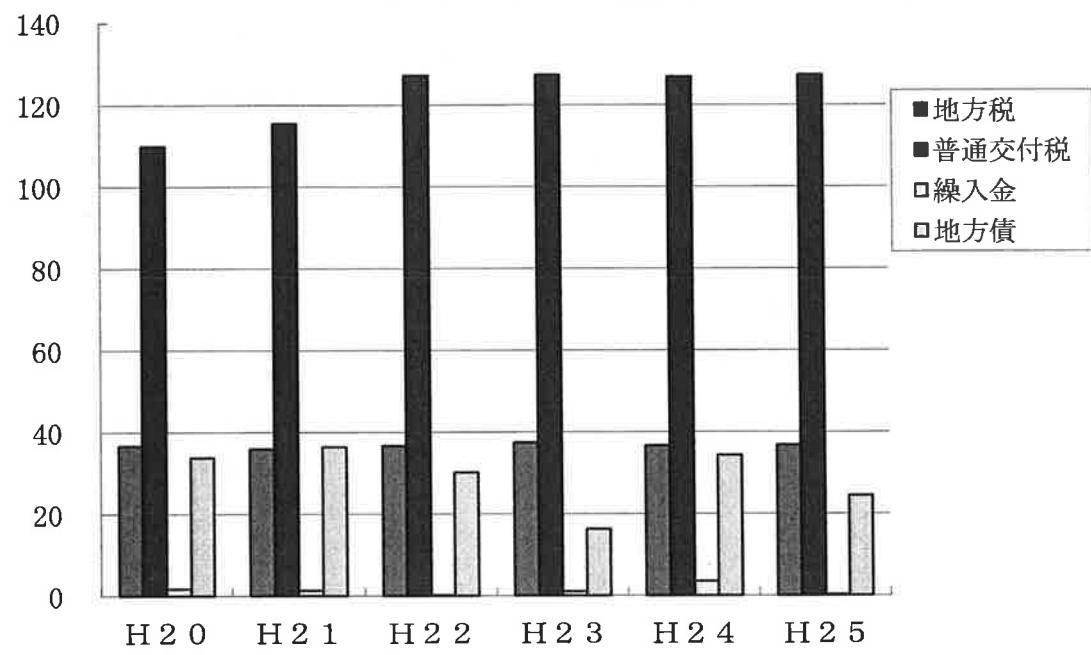
資料5 歳入（抜粋）

※ 決算統計より

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
地方税	3,668	3,594	3,672	3,748	3,670	3,681
普通交付税	10,992	11,552	12,717	12,734	12,682	12,734
繰入金	175	136	19	107	349	29
地方債	3,384	3,648	3,019	1,630	3,439	2,446
計	18,219	18,930	19,427	18,219	20,140	18,890

億円

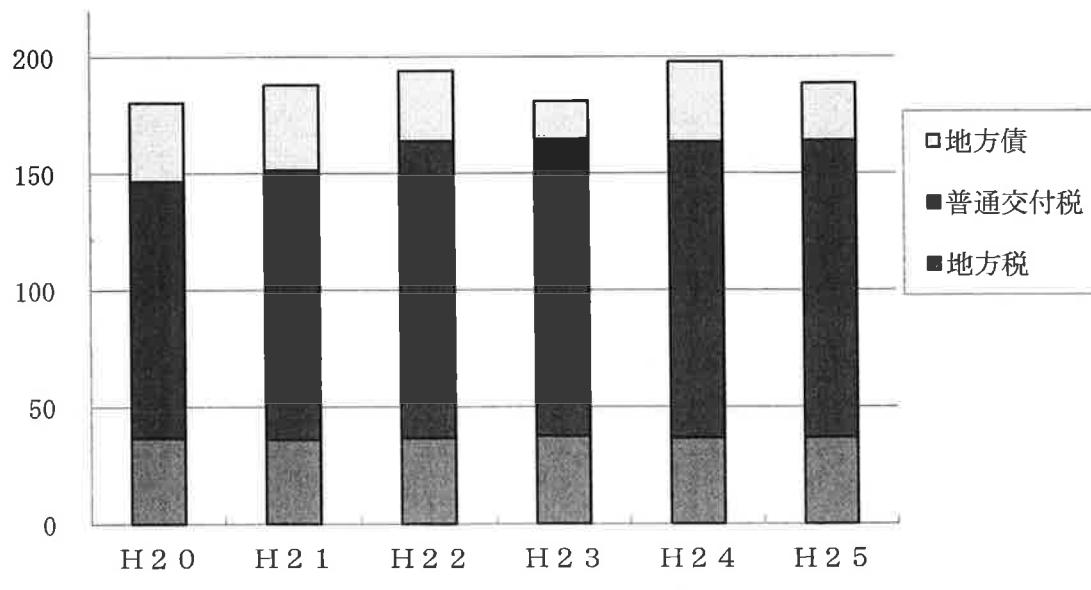
主な歳入の推移（並列）



※ 平成18年度より生活保護が県より移管されたことにより、交付税算入された

億円

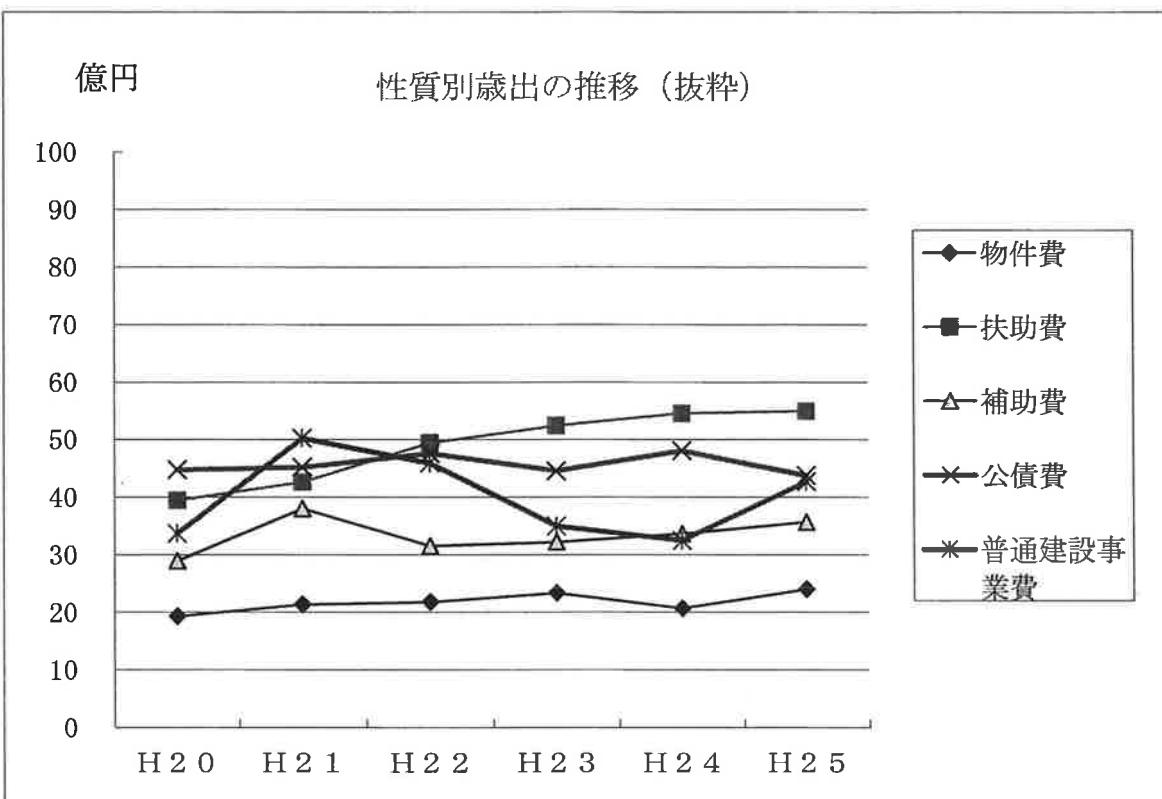
主な歳入の推移（繰入金を除く）



資料6 性質別歳出（抜粋）

※ 決算統計より

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	百万円
物 件 費	1,930	2,138	2,182	2,333	2,067	2,402	
扶 助 費	3,946	4,266	4,948	5,244	5,459	5,499	
補 助 費	2,893	3,801	3,151	3,222	3,363	3,568	
公 債 費	4,477	4,519	4,765	4,457	4,806	4,378	
普通建設事業費	3,370	5,023	4,593	3,497	3,247	4,269	
計	16,616	19,747	19,639	18,753	18,942	20,116	

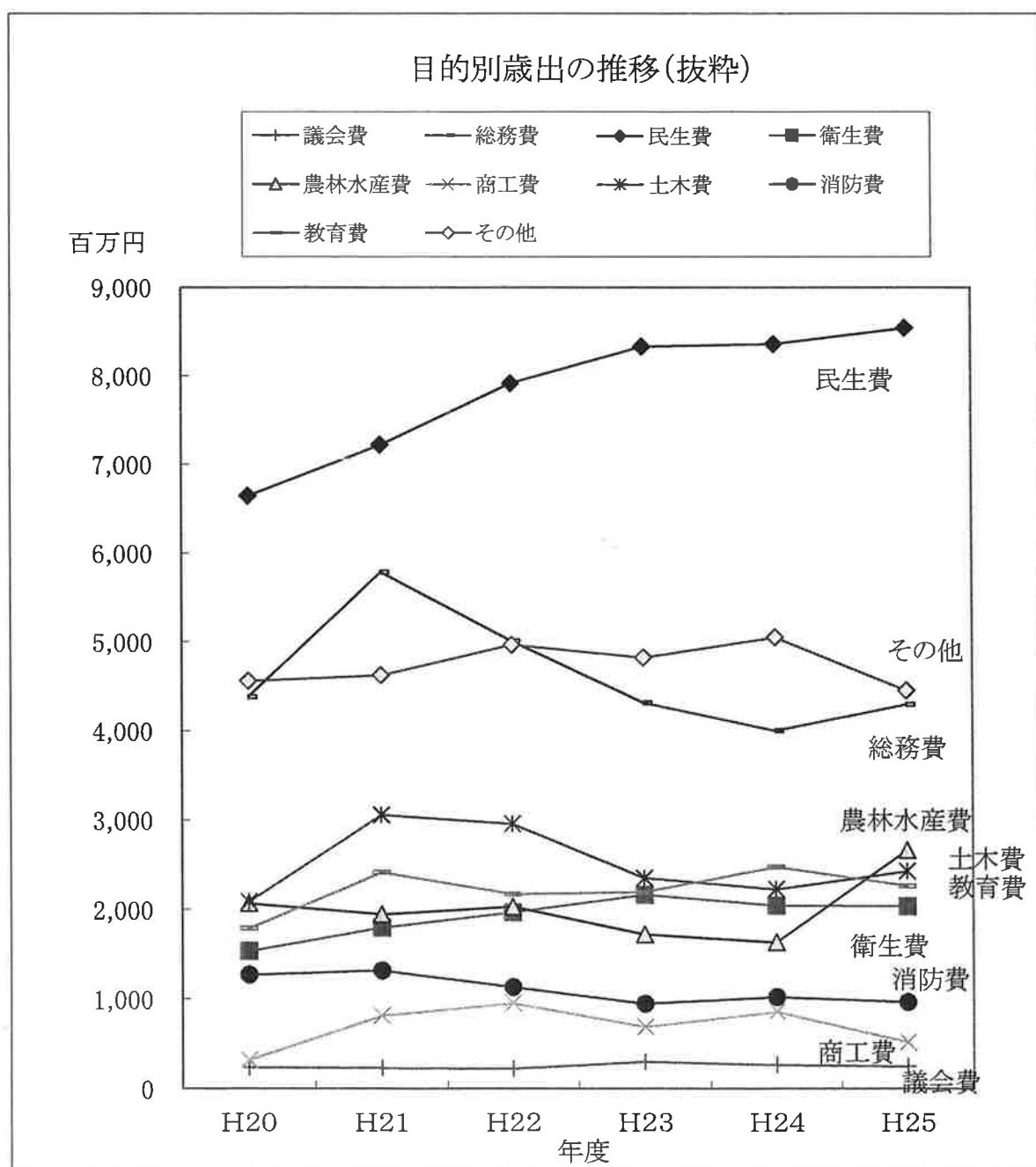


資料7 目的別歳出（抜粋）

※ 決算統計より

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
議会費	236	226	221	296	263	247
総務費	4,380	5,783	5,008	4,313	4,001	4,295
民生費	6,643	7,220	7,914	8,330	8,358	8,541
衛生費	1,533	1,795	1,966	2,162	2,042	2,035
農林水産費	2,065	1,943	2,029	1,718	1,631	2,662
商工費	318	813	950	687	855	514
土木費	2,085	3,056	2,955	2,349	2,223	2,426
消防費	1,269	1,316	1,130	945	1,020	965
教育費	1,786	2,413	2,169	2,194	2,473	2,263
その他の	4,558	4,622	4,966	4,822	5,050	4,451
計	24,873	29,187	29,308	27,816	27,916	28,399

目的別歳出の推移(抜粋)



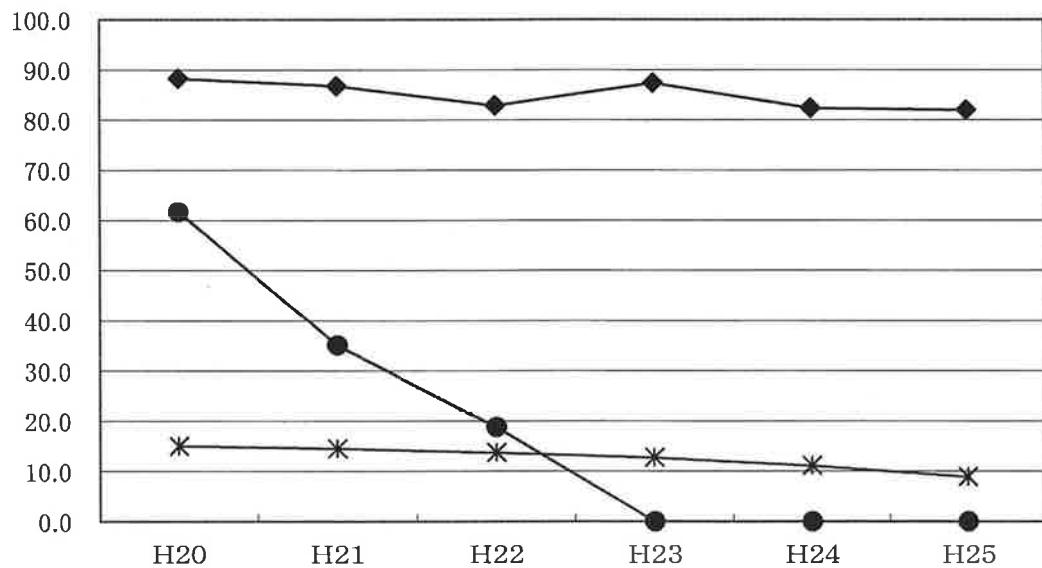
資料8 各種財政指標の状況

※ 決算統計、健全化判断比率、資金不足比率より (%)

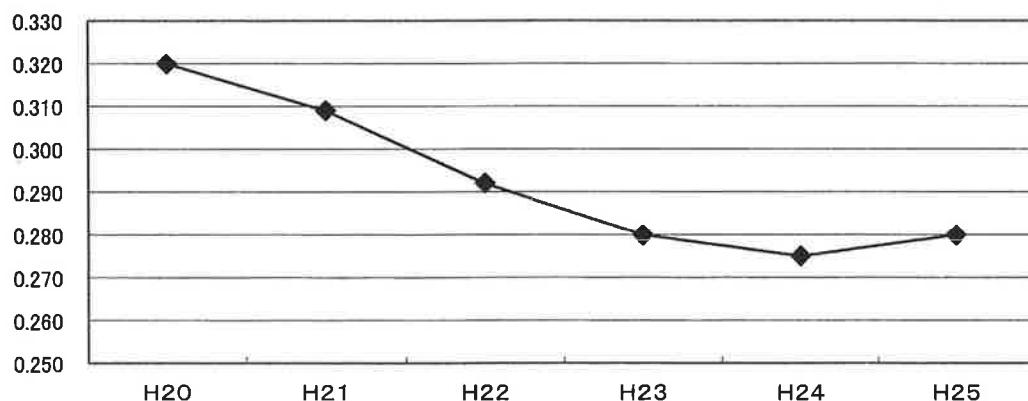
	H20	H21	H22	H23	H24	H25
経常収支比率	88.3	86.8	82.9	87.4	82.4	82.0
財政力指数	0.320	0.309	0.292	0.280	0.275	0.280
実質公債費比率	15.0	14.5	13.7	12.7	11.1	8.9
将来負担比率	61.7	35.1	18.8	—	—	—
実質赤字比率	—	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—

各種財政指標

◆ 経常収支比率 * 実質公債費比率 ● 将来負担比率



財政力指数



様式 1 号

		担当者名 () 内線 ()		(総合計画 ・ ゼロ ・ 通常) (人口減少) (10 周年)	
平成 27 年度		会計	当初	予算査定資料	復活要求書
【 市長 ・ 総務部長 】					
課名	予算科目	事業名	予算額	財源内訳	
款項目 事業	要求額 A			国	県
	査定額 B			起債	
	増減額 B-A	0	0	0	0
	復活要求額				0

1 事業目的 (総合計画特別推進枠の場合) (政策)
(主要施策)

※総合計画特別推進枠の場合、新規・拡充・前倒しを行う理由 (重点的な事項なども含む)
※市制施行 10 周年記念事業の場合は理由

2 事業概要

事業概要

3 要求理由 (事業効果等) ※既存事業を拡充し人口減少対策で要求の場合、拡充分の要求理由・事業内容・拡充額を明記

財政課
使用欄

復活要求資料（当初予算）

復活要求額の算出基礎

	当初要求額	査定額	復活要求額
13節 委託料	500,000 円	300,000 円	200,000 円
設計監理委託料	299,500 円	299,500 円	
補償費算定委託料	199,600 円	0 円	199,600 円
15節 工事請負費	3,000,000 円	2,500,000 円	500,000 円
工事請負費　舗装工L=5m、擁壁工	2,999,800 円	2,499,800 円	500,000 円
17節 公有財産購入費	500,000 円	500,000 円	円
土地購入費A=200m ² (烟100m ² 、雜種地100m ²)	499,800 円	499,800 円	円
22節 補償、補填及び賠償金	500,000 円	500,000 円	円
補償金　(立木補償5本、電柱移転1件)	500,000 円	500,000 円	円
	4,500,000 円	3,800,000 円	700,000 円

※復活要求書と併せて提出してください。

様式1号

		担当者名()		内線()		(総合計画・ゼロ・通常)		(人口減少) (10周年)	
平成27年度		一般	会計	当初	予算査定資料	復活要求書		【 市長・総務部長 】	
(単位:千円)									

課名	予算科目	事業名	予算額	財源内訳				事業区分	地区	総合計画 基本方針 番号
				国	県	起債	一般財源			
農林水産課	要求額 A	50,000	20,000	5,000	1,000		4,000	50,000	継続 全域	4 力強い農業と仕事づくり 人口減少 10周年
	査定額 B									
	増減額 B-A	△ 50,000	△ 20,000	△ 5,000	△ 1,000	0	0			
	復活要求額						0			

特定財源:款名を入力(枠が足りない場合は、右端欄の名称を○○等とする。)

必ず入力してください

(主要施策)

1 事業目的(総合計画特別推進枠の場合) (政策)

※総合計画特別推進枠の場合、新規・拡充・前倒しを行う理由(重点的な事項なども含む)

※地域農業に変革をもたらし、これから地域農業を牽引していくアグリビジネスの創出を推進

2 事業概要

①事業主体 雪仙市内の農林業者の組織する団体、認定農業者、農業法人等

②事業期間 平成〇〇年度

③事業内容 提案型事業(ハード・ソフト)

ハード事業	補助率	70%以内	補助限度額	1事業主体当たり20,000千円以内
ソフト事業				1事業主体当たり5,000千円以内

3 要求理由(事業効果等) ※既存事業を拡充し人口減少対策で要求の場合、拡充分の要求理由・事業内容・拡充額を明記

加工、流通、情報及び交流等の分野にも積極的に進出することにより、創造的で付加価値の高い農産物の生産や雇用創出等経済効果を生みだす。

具體事例

〇〇〇加工品の生産・販売	販売収入 雇用	〇〇〇千円 〇〇人
--------------	------------	--------------

事業概要

使財用政欄課

様式1号

		担当者名() 内線() 平成27年度一般		内線() 平成27年度一般		(総合計画・ゼロ・通常)(人口減少)(10周年)	
		会計 当初		会計 予算査定資料		復活要求書	
		【市長・総務部長】					
						(単位:千円)	
課名	予算科目	事業名	予算額	財源内訳			
				国	県	起債	貯組金及び分担金
農林水産課	要求額 A	50,000	20,000	5,000	1,000		
	査定額 B					4,000	
	増減額 B-A	△ 50,000	△ 20,000	△ 5,000	△ 1,000	0	
	復活要求額					0	

(主要施策) 農林業基盤整備の推進

※総合計画特別推進枠の場合、新規・拡充・前倒しを行う理由(重点的な事項なども含む)
【前倒し】
・〇〇〇〇により前倒しし、〇〇〇〇の経済効果を生み出す。
※市制施行10周年記念事業の場合の要求理由

1 事業目的(総合計画特別推進枠の場合) (政策) 足腰の強い農林業の推進
やる気のある農業者等の創意と工夫に基づく提案型の事業計画を支援
・地域農業に変革をもたらし、これから地域農業を牽引していくアグリビジネスの創出を推進

2 事業概要

①事業主体 瑞穂市内の農林業者の組織する団体、認定農業者、農業法人等

②事業期間 平成〇〇年度

③事業内容 提案型事業(ハード・ソフト)

ハード事業	補助率	70%以内	補助限度額	1事業主体当たり20,000千円以内
ソフト事業			定額	1事業主体当たり5,000千円以内

3 要求理由(事業効果等) ※既存事業を拡充し人口減少対策で要求の場合、拡充分の要求理由・事業内容・拡充額を明記
加工、流通、情報及び交流等の分野にも積極的に進出することにより、創造的で付加価値の高い農産物の生産や雇用創出等経済効果を生みだす。

具體事例	〇〇〇加工品の生産・販売	販売収入	〇〇〇千円
		雇用	〇〇人

事業概要

使財政課欄

様式 1 号

		担当者名 () 内線 ()		会計 年度 一般		平成 27 年度 一般		(総合計画 ・ ゼロ ・ 通常)		(人口減少) (10周年)	
				会計 当初		復活要求書		予算査定資料		復活要求書	
【 市長 ・ 総務部長 】											
課名 農林 水産 課 事業 事業 6 1 3 大 中 2 20	予算科目 要求額 A 查定額 B 増減額 B-A 復活要求額	予算額		事業名		財源内訳		前年度 当初予算額		事業区分 地区	
		国	県	起債	負担金及び分担金	4,000		事業区分 全域	地区	総合計画	
		50,000	20,000	5,000	1,000	0	50,000	50,000	50,000	4 基本方針	
		△ 50,000	△ 20,000	△ 20,000	△ 5,000	0	△ 4,000	0	0	4 力強い産業と出来事づくり	
						0		0		人口減少 10周年	
1 事業目的 (総合計画特別推進枠の場合) (政策)											
・ やる気のある農業者等の創意と工夫に基づく提案型の事業計画を支援 ・ 地域農業に変革をもたらし、これから地域農業を牽引していくアグリビジネスの創出を推進											
※ 総合計画特別推進枠の場合、新規・拡充・前倒しを行う理由 (重点的な事項なども含む) ※ 市制施行 10周年記念事業の場合の要求理由											
2 事業概要											
① 事業主体 霊仙市内の農林業者の組織する団体、認定農業者、農業法人等 ② 事業期間 平成〇〇年度 ③ 事業内容 提案型事業 (ハード・ソフト)											
ハード事業 補助率 70% 以内 定額 ソフト事業 補助限度額 1 事業主体当たり 20,000 千円以内 1 事業主体当たり 5,000 千円以内											
3 要求理由 (事業効果等) ※ 脱原事業を拡充し人口減少対策で要求の場合、拡充分の要求理由・事業内容・拡充額を明記 加工、流通、情報及び交流等の分野にも積極的に進出することにより、創造的で付加価値の高い農産物の生産や雇用創出等経済効果を生みだす。											
具體事例 経済効果 目標値 〇〇〇加工品の生産・販売 販売収入 〇〇〇千円 雇用 〇〇〇人											

○印を記入	
特定財源：款名を入力(株が足りない場合は、右端欄の名稱を〇〇等とする。)	

事業概要
内線 ()
会計 年度 一般
平成 27 年度 一般

区分		要求額		概要 (拡充・前倒しの理由)		積算内訳	
従来分		30,000		ハード事業 (施設整備、機械導入)		施設整備 : 10,000 千円 × 2 件、機械導入 : 5,000 千円 × 2 件	
(拡充・前倒し分)		20,000		ソフト事業 (〇〇〇〇〇〇)		〇〇〇〇 : 2,000 千円 × 5 件、△△△△ : 1,000 千円 × 10 件	
合計		50,000					

使用
財政
課
欄

様式 1 号

		担当者名 () 内線 () 年度 一般		(総合計画 ・ ゼロ ・ 通常) (人口減少) (10 周年)		
平成 27 年度		会計	当初	復活要求書		
【 市長 ・ 総務部長 】						
(単位 : 千円)						
課名 農林水産課	予算科目 款項目 6 1 3 事業 事業	財源内訳				総合計画 番号 4 基本方針 力強い施策とは何をつくり 人口減少 10 周年
		予算額 要求額 A 50,000	国 20,000	県 20,000	起債 貢相金及び分担金 1,000	
	査定額 B △ 50,000				一般財源 4,000	
	増減額 B-A △ 20,000	△ 20,000	△ 20,000	△ 1,000	0	
	復活要求額 0			0	4,000	
				50,000	50,000	
				継続	全域	
				事業区分	地区	

※総合計画特別推進枠の場合、新規・拡充・前倒しを行う理由（重点的な事項なども含む）
※市制施行 10 周年記念事業の場合の要求理由
市制施行 10 周年に際し、
地域農業に変革をもたらし、これから地域農業を牽引していくアグリビジネスの創出を推進

やる気のある農業者等の創意と工夫に基づく提案型の事業計画を支援

1 事業目的（総合計画特別推進枠の場合） (政策) 足腰の強い農林業の推進

（主要施策）農林業基盤整備の推進

（主要施策）農林業基盤整備の推進

総合計画の場合必ず記入

必ず入力してください

特定財源：該名を入力(枠が足りない場合は、右端欄の名稱を○○等とする。)

2 事業概要

①事業主体 靈仙市内の農林業者の組織する団体、認定農業者、農業法人等

②事業期間 平成〇〇年度

③事業内容 提案型事業（ハード・ソフト）

ハード事業	補助率 70%以内	補助限度額 定額	事業主体当たり 20,000 千円以内
ソフト事業			事業主体当たり 5,000 千円以内

3 要求理由（事業効果等） ※既存事業を拡充し人口減少対策で要求の場合、拡充分の要求理由・事業内容・拡充額を明記

加工、流通、情報及び交流等の分野にも積極的に進出することにより、創造的で付加価値の高い農産物の生産や雇用創出等経済効果を生みだす。

具體事例 〇〇〇加工品の生産・販売	経済効果 販売収入 〇〇〇千円	目標値 雇用 〇〇〇人
----------------------	-----------------------	-------------------

事業概要

財政課

● 「様式1号 予算査定資料兼復活要求書」記入要領

【予算査定資料】

※「予算査定資料・復活要求書」の何れかに○を付して下さい。

1 市長、副市長及び総務部長査定に提出する資料です。
財務会計システムの「歳出予算要求書」を補足し、事業概要をより詳細に示す資料になります。

2 通常の維持管理費及び人件費を除く事業の予算要求について作成して下さい。

3 一事業一枚で作成して下さい。
事業は中事業を基本としますが、必要に応じて細分化して事業立てても構いません。

4 「事業概要」欄については、「記入例」にどらわれず、図や表など方が分かりやすいものは、積極的に取り入れて下さい。
また、事業目的や概要等は、長々とした文章ではなく、箇条書きで体言止めにして下さい。

5 「要求理由」欄で、既存事業を拡充し人口減少対策で要求の場合、拡充分の要求理由・事業内容・拡充額を記入して下さい。

6 「査定額B」、「増減額B-A」及び「財政課使用欄」は財政課で記入しますので、要求課では記入しないで下さい。

7 「財源内訳」空欄箇所については、歳入特定財源「款」名を記入して下さい。

8 「事業区分」欄は、「新規」、「拡充」、「前倒し」、「継続」に区分して下さい。

9 「地区」欄は「全域」、「〇〇町」に区分して下さい。

10 「基本方針」欄は、「雲仙市総合計画」の「基本方針①～⑥」により区分して下さい。人口減少・10周年記念事業の場合は、○を付して下さい。

11 「総合計画・ゼロ・通常」欄は、要求する事業を「総合計画特別推進枠」・「ゼロ予算事業」・「通常事業」の何れかに区分し○を付して下さい。
「人口減少」欄は、要求する事業で「人口減少」に該当する場合○を付してください。(上記区分と重複可。)
「10周年」欄は、要求する事業で「10周年記念事業」に該当する場合○を付してください。(上記区分と重複可。)

12 「総合計画特別推進枠」による要求の場合は、「事業目的」欄に雲仙市総合計画(後期基本計画)の24ページから25ページに掲載している政策体系図により、「政策」及び「主要施策」を区分し記入して下さい。
また、新規・拡充・前倒しを行う理由(重点的な事項なども含む)を必ず記入して下さい。

13 緑色のセルに記入し、それ以外は記入、変更を行わないで下さい。

14 様式レイアウト、書式、フォント、余白の変更是行わないで下さい。

15 予算要求書と併せて財政課へ紙及びデータ(財政課アドレスへ)を提出して下さい。

【復活要求書】

- 1 財政課長査定又は総務部長査定で減額(になつた)予算について、総務部長査定又は市長査定で復活要求を行う場合に作成し、別紙(復活要求資料)と併せて提出して下さい。
 - 2 市長・総務部長の何れかに○を付して下さい。
 - 3 桃色のセルに復活要求額を入力して下さい。
 - 4 別紙(復活要求資料)の「復活要求額の算定基礎」欄は、記入例を参考に節ごとに区分し、細節又は細々節の内訳を記入して下さい。
 - 5 一事業一枚で作成して下さい。
 - 6 総務部長査定又は市長査定の3日前の午後5時までに、財政課へ紙及びデータ(財政課各部局担当者アドレス)を提出して下さい。
期限後の復活要求は認めませんので十分ご注意下さい。また、日程の都合等により提出期限を変更する場合は、別途指示いたします。
- ※ 総務部長・財政課長査定で指摘事項を解決(整理)しないまでの市長復活要求は行わないこと。

平成27年度 光熱水費・燃料費 明細書

会計		款		項		目		所屬部課		(単位:円)	
大事業				中事業							
電	年 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
光熱水費	25年 度										
上・下水道	26年 度										
都市ガス	年 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
ガソリン	25年 度										
軽油	26年 度										
灯	年 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
A重油	25年 度										
プロパンガス	25年 度										
	26年 度										

※25年度及び26年10月までは実績、26年11月以降は見込み額を()内にそれぞれ記入してください。

